



いまだ具体的になっていない項目が多いなか
本当に本年4月1日から施策実施ができるのか！？
「新たなジョブローテーション第八次申し入れ」を提出

昨年3月28日に経営側より提案を受けて以降、2020年2月25日に開催した第六次申し入れの団体交渉まで行ってきましたが、2020年4月1日より実施との提案があったにも関わらず、いまだその内容が確定されないままとなっている現実があります。

申第24号「変革2027を踏まえた新たなジョブローテーションの実施に関する第七次申し入れ」の基本要求を提出した同日3月6日、いまだ明らかにされていない事柄について、申第25号として「変革2027を踏まえた新たなジョブローテーションの実施に関する第八次申し入れ」を経営側に提出しました。

1. 新幹線運転士(新規)の養成開始時期を明らかにすること。
2. 新幹線運転士(新規)の「学科・技能講習期間」「学科・技能講習内容」について明らかにすること。
3. 新幹線運転士(新規)は「公募制」なのか「任用の基準」なのか明らかにすること。
4. 車掌経験の無い社員が新幹線車掌になる場合の養成開始時期を明らかにすること。
5. 新幹線運転士(新規)から在来線運転士へ担務変更する場合の電気車運転講習課程(転換)の内容を明らかにすること。
6. 以上、1～5項目について決定した時点で回答すること。

東日本ユニオン結集し、納得いくまで一緒に闘おう！